

## 【フィリピン】2013年いじめ防止法の制定

海外立法情報課 坂野 一生

\* 2013 年いじめ防止法は、初等・中等教育機関におけるいじめを定義し、各学校にいじめ対策指針の策定といじめへの適切な対処を義務づける。

### 1 フィリピンの教育現場におけるいじめ

子どもの権利に関する様々な活動を行う非営利組織プラン・フィリピン (Plan Philippines) が、2008 年にフィリピン中部の 58 の公立小中学校を対象に実施した調査によれば、小学校低学年 (第 1 学年～第 3 学年) の生徒の 10 人に 5 人、小学校高学年 (第 4 学年～第 6 学年) では 10 人に 7 人、中学校 (第 7 学年～第 10 学年) では 10 人に 6 人が、学校における心理的暴力、言葉による暴力、物理的暴力等を経験している (注)。この調査結果に見られるように、子どもに対する暴力は、教育現場において頻繁に起こっているものの、実際に事件が明るみになり、公式に報告されるものは少なく、暴力の一形態とされる「いじめ (Bullying)」の実態についても明らかではない。しかし、2012 年には、小中学校における複数のいじめ (サイバー空間における中傷等を含む。) を題材とした映画『子どものゲーム (Larong bata)』が公開され、大きな反響を呼ぶなど、いじめは、深刻な社会問題として認識されている。教育省は、2012 年に子ども保護政策に関する教育省令第 40 号を発令して、学校における子どもへの虐待、暴力、差別等から子どもを守るための一般的な指針、関係者の義務、事件発生時の手続、各学校における子ども保護のための組織等に関して定めたが、これに加え、いじめに関しては、より強制力の強い立法を目指して上下両院においてそれぞれ法案が提出された。2012 年 6 月に下院に提出された法案は、2013 年 6 月 5 日に議会を通過し、同年 9 月 12 日、アキノ大統領が署名して成立した (共和国法第 10627 号、以下、「いじめ防止法」)。

### 2 いじめ防止法の概要

全 10 か条から成るいじめ防止法は、正式題名を「全ての初等及び中等学校に対し、これらの機関におけるいじめ行為を防止し、及びこれに対処するための指針の策定を求める法律」といい、公立・私立を問わず全ての初等・中等教育機関 (第 1 学年～第 12 学年) に適用され、大学への適用はない。

#### (1) いじめの定義

いじめ防止法は、いじめを「一人又はそれ以上の生徒により他の生徒に対して過酷に又は繰り返して行われる書面、口頭若しくは電子的方法による表現、物理的行為、身振り又はこれらの組合せで、後者の心身若しくは財産に現実の損害を与え、若しくはそれらの損害を受ける相当な恐怖に後者を陥らせるもの、学校において後者に敵対

的な環境を形成するもの、学校において後者の権利を侵害するもの又は学校の教育過程若しくは秩序ある運営に実質的に支障を生じさせるもの」と定義する(第2条柱書)。第2条各号は、いじめの態様として、被害者に対する殴打等の望まない身体的接触、被害者の心理的・感情的安定を害する行為、罵り、冒とく、身体的特徴等に関する否定的なコメント等を介して被害者の感情を不当に害する中傷等に加えて、サイバーいじめ(Cyber-bullying)その他電子的手段を用いたいじめも例示列挙している。

## (2) いじめ防止指針の策定といじめへの対処

各学校においては、いじめ防止指針を策定しなければならない(第3条)。指針には、①校内、学校周辺又は学校主催若しくは関連の行事等が行われる場所におけるいじめ、それらの場所以外で行われる行為で、学校内においていじめの効果が生じるもの(サイバーいじめもこれに該当する)及びいじめに関する情報提供者に対する報復等の禁止、②行為の性質及び程度に応じた加害者の懲戒及び更生、③いじめの報告、調査、被害者の保護、情報提供者の保護並びに加害者、被害者及びこれらの家族に対するカウンセリング等、④いじめに関する匿名の報告を可能にするとともに、匿名情報のみを基にした加害者の懲戒を禁ずること、⑤いじめに関する記録の作成・保管及び個人情報保護の保護、⑥いじめの影響力の深刻さ、学校はいじめ防止対策、匿名報告の制度等について生徒を教育すること等について定めることが求められる(同条各号)。

いじめの存在を知った者は、直ちに学校に報告しなければならない。報告を受けた学校側は、速やかに調査を行わなければならない。また、学校は、加害者に対し適切な懲戒処分を行い、加害者及び被害者の保護者に通知するとともに、いじめの行為が刑法の定める犯罪に該当すると認めるときは、法執行官に通知しなければならない(第4条第2項)。

各学校は、いじめ防止法の施行から6か月以内に所轄の行政機関に第3条に定める指針を提出しなければならない。新設の学校については、指針の提出が開設の要件とされるほか、各学校は、学年度ごとにいじめに関する状況について行政機関に報告書を提出しなければならない(第5条)。

## (3) 違反に対する制裁等

いじめ防止指針の策定、報告書の提出等の義務を怠った学校に対して、教育長官の名において行政処分がなされる。私立学校の場合は、設立認可の停止もありうる(第6条)。行政処分の内容等に関する施行規則は、いじめ防止法の施行から90日以内に教育省が定める(第7条)。

注(インターネット情報は2013年10月22日現在である。)

- ・ Plan Philippines, *Towards a Child-Friendly Education Environment: A Baseline Study on Violence against Children in Public Schools*, Plan Philippines, 2009, p.3.

<<http://plan-international.org/learnwithoutfear/files/philippines-toward-a-child-friendly-education-environment-english>> なお、調査時におけるフィリピンの初等・中等教育は、6-4制であり、現行の6-4-2制とは異なる。